

一般社団法人 山形県建築士会 施行規則

制定 平成 25 年 3 月 15 日

最終改正 平成 31 年 2 月 12 日

第 1 章 会 員

(入会申込書)

第 1 条 会員になろうとする者は、入会申込書（別記様式第 1 号）を所属する支部の長を経由し会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第 2 条 定款第 8 条の規定による入会金及び会費は次のとおりとする。

(1) 入会金

正 会 員 2,000 円

賛助会員 2,000 円

(2) 会費

正 会 員 支部毎に定めた額

準 会 員 支部毎に定めた額

賛助会員 本部及び支部毎に定めた額

※ 1 正会員、準会員の会費は、本部会費（正会員にあっては年額 9,000 円、準会員にあっては年額 5,000 円）に支部会費を加算した額

※ 2 終身会員の会費は、本部会費（年額 5,000 円）に支部会費を加算した額

(変更届)

第 3 条 会員は、住所、氏名、職業又は勤務先等を変更したときは、遅滞なく変更届（別記様式第 2 号）を所属する支部の長を経由し会長に提出しなければならない。

(会員の移籍)

第 4 条 会員は転勤等の理由により、所属する支部の変更を希望するときは、移籍届（別記様式第 3 号）をさきに所属している支部の長を経由し会長に提出しなければならない。

(退会届)

第 5 条 会員が退会しようとするときは、会費を完納した上、所属する支部の長を経由し会長に退会届（別記様式 4 号）を提出しなければならない。

(会費の納入方法)

第 6 条 会費は会員の資格を取得したときから納入するものとする。

2 会員が毎年の会費を分納する場合は、6 月及び 12 月とし、当該期の初めに納入しなければならない。

ならない。

3 会員が会費を納入するときは、所属する支部の長を経て納入しなければならない。

(準会員の特例)

第6条の2 準会員は、支部に属さないことができる。

2 支部に属さない準会員についてこの規則の適用に当たっては、第1条、第3条及び第5条中「所属する支部の長を経由し会長に」とあるのは「会長に」と、第2条第2号中「準会員 支部毎に定めた額」とあるのは「準会員 年額 5,000 円」と、第6条第3項中「所属する支部の長を経て」とあるのは「会長に」と読み替えるものとする。

第2章 委員会

(委員会)

第7条 本会に次の委員会を置く。

- (1) 総務・企画委員会
- (2) まちづくり委員会
- (3) 教育・事業委員会
- (4) 制度委員会
- (5) 公報・情報委員会
- (6) 青年部委員会
- (7) 女性部委員会
- (8) 専攻建築士・CPD制度推進委員会

(委員会の招集)

第8条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故ある場合出席委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(委員長・副委員長の選任)

第9条 委員長及び副委員長は委員会の決議によって委員の中から選定する。

第3章 事務局

(職員)

第10条 事務局には次の職員を置くことができる。

- (1) 事務局長 1名
 - (2) 書記 若干名
- 2 事務局長は事務を総理する。
- 3 書記は事務局長の命を受けて庶務に従事する。

(事務代決)

第 11 条 事務局長は次に掲げる事務を専決する。ただし、重要と認めるものについてはこの限りではない。

- (1) 支部との連絡に関する事
- (2) 関係団体との連絡に関する事
- (3) 定例ある事業に関する事
- (4) その他軽微な会務の処理

附則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、支部条項及び支部に関連する条項の適用については、一般社団法人山形県建築士支部規程施行の日とし、支部規程施行日までの取扱いについては、なお従前の例による。

附則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、平成 31 年 2 月 12 日から施行する。